



発行 東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…八

○土砂災害警戒区域等の指定の解除(二件)……………(建設局河川部指導調整課)…九

○土砂災害警戒区域等の指定……………(同)…一〇

○都市計画の案…(都市整備局都市基盤部街路計画課)…二

告示

●東京都告示第千五百七十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連結路)建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

千代田 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目及び有楽町二丁目の区域

中央区 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、八重洲二丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、入船二丁目、入船三丁目及び明石町の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

首都高速道路株式会社

代表取締役 前田 信弘

千代田区霞が関一丁目四番一号

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連結路)建設事業

道路の改築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い

必要となる大型車の環状方向の交通機能を確保するため、現在の東京都市計画道路都市高速道路第四号線と東京都市計画道路都市高速道路第一号線を地下で結ぶ新京橋連結路を設置し、関連工事として出入口の設置と東京都市計画道路都市高速道路第一号線の掘削区間(新金橋から亀井橋まで)の擁壁の更新等を実施するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和四年十二月十四日から令和五年一月十八日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに令和四年十二月二十九日、同月三十日及び令和五年一月三日を除く。

なお、令和四年十二月二十九日から令和五年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年二月二日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme>

nt/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測評価を行いました。環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1に示すとおりです。

表1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《 工事の施行中 (建設機械の稼働) 》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における最大着地濃度の日平均値の年間98%値は、0.055ppmと予測し、評価の指標とした環境基準(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足します。</p> <p>建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中における最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は、0.043mg/m³と予測し、評価の指標とした環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下)を満足します。</p> <p>《 工事の施行中 (工事用車両の走行) 》</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の大気中における濃度の日平均値の年間98%値の最大値は、0.039ppmと予測し、評価の指標とした環境基準(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足します。</p> <p>工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度の日平均値の年間2%除外値の最大値は、0.035mg/m³と予測し、評価の指標とした環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下)を満足します。</p>

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後（自動車の走行）》</p> <p>【自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 自動車の走行に伴う二酸化窒素の大気中における濃度の日平均値の年間98%値の最大値は、計画道路の供用時に0.041ppm、道路ネットワークの整備完了時に0.042ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>自動車の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中における濃度の日平均値の年間2%除外値の最大値は、計画道路の供用時に0.035mg/m³、道路ネットワークの整備完了時に0.035mg/m³と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下）を満足します。</p> <p>《工事の完了後（換気所の供用）》</p> <p>【換気所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 換気所の供用に伴う二酸化窒素の大気中における最大着地濃度の日平均値の年間98%値は、計画道路の供用時に0.039ppm、道路ネットワークの整備完了時に0.039ppmと予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足します。</p> <p>換気所の供用に伴う浮遊粒子状物質の大気中における最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は、計画道路の供用時に0.035mg/m³、道路ネットワークの整備完了時に0.035mg/m³と予測し、評価の指標とした環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下）を満足します。</p>
騒音・振動	<p>《工事の施行中（建設機械の稼働）》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベル】 「建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル」の最大値は、72dBと予測し、評価の指標とした規制基準（85dB以下）及び物告基準（80dB以下）を満足します。</p> <p>「建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル」の最大値は、64dBと予測し、評価の指標とした規制基準（75dB以下）及び物告基準（70dB以下）を満足します。</p>

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動	<p>《工事の施行中（工事用車両の走行）》</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベル】 「工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル」の最大値は、昼間67dB、夜間65dBと予測し、評価の指標とした環境基準（昼間65dB以下、夜間60dB以下、又は昼間70dB以下、夜間65dB以下）及び要請限度（昼間75dB以下、夜間70dB以下）を満足します。</p> <p>「工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル」の最大値は、昼間43dB、夜間42dBと予測し、評価の指標とした規制基準（昼間65dB以下、夜間60dB以下）及び要請限度（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を満足します。</p> <p>《工事の完了後（自動車の走行）》</p> <p>【自動車の走行に伴う騒音・振動レベル】 「自動車の走行に伴う騒音レベル」の最大値は、計画道路の供用時に昼間61dB、夜間58dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間62dB、夜間59dBと予測し、評価の指標とした環境基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）及び要請限度（昼間75dB以下、夜間70dB以下）を満足します。</p> <p>「自動車の走行に伴う振動レベル」の最大値は、計画道路の供用時に昼間41dB、夜間41dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間41dB、夜間41dBと予測し、評価の指標とした規制基準（昼間65dB以下、夜間60dB以下）及び要請限度（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を満足します。</p> <p>《工事の完了後（換気所の供用）》</p> <p>【換気所の供用に伴う騒音・振動レベル及び低周波音圧レベル】 「換気所の供用による騒音レベル」は50dBと予測し、評価の指標とした環境確保条例に定められた基準（工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量（午前6時から午前8時まで：55dB 午前8時から午後8時まで：60dB 午後8時から午後11時まで：55dB 午後11時から午前6時まで：50dB））を満足します。</p> <p>「換気所の供用による振動レベル」は30dB未満と予測し、評価の指標とした環境確保条例に定められた基準（工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ（午前8時から午後8時まで：65dB以下 午後8時から午前8時まで：60dB以下））を満足します。</p> <p>「換気所の供用による低周波音圧レベル」は、L₆₅で69～77dB、L₆₅で70～78dBと予測し、評価の指標とした一般環境中に存在する低周波音圧レベルなどの「参考値」（L₆₅：90dB以下、L₆₅：100dB以下）を満足します。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
地盤	<p>「工事の進行中」</p> <p>【施設の建設に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度】 開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とほぼ直交に流動していると想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、圧密沈下量における許容最大沈下量 20mm^{以下}と示すとおり、0~7mmと予測します。これは、圧密沈下における許容最大沈下量 20mm^{以下}と比較して小さいことから、「施設の建設に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置していますが、大部分は、不透水層である粘性土層 (Kao) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さく、地下水位の変化による地盤への影響は小さいと予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドマシンによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の進行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p> <p>そのため、シールドトンネル工事による地盤の変形に与える影響は小さいと考えられ、「施設の建設に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度」は小さいと予測します。さらに、環境保全のための措置として、開削トンネル工事においては、掘削側面に對し、切梁渡起し等の支保工、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。</p> <p>以上のことから、評価師の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】 開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とほぼ直交に流動していると想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、表 8.3-25 及び図 8.3-19~図 8.3-24 に示すとおり、-1.23~-0.14m と予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置していますが、大部分は、不透水層である粘性土層 (Kao) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さく、地下水位の変化による地盤への影響は小さいと予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドマシンによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び遮水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の進行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。</p> <p>そのため、シールドトンネル工事による地下水の水位に与える影響は小さくなることとされ、「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。さらに、環境保全のための措置として、開削トンネル工事においては、掘削側面に對し、切梁渡起し等の支保工、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。</p> <p>以上のことから、評価師の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

注1) 「地盤沈下とその対策」(監修 環境庁水質保全企画課)

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
地盤	<p>「工事の完了後」</p> <p>【施設の存在に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度】 開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とほぼ直交に流動していると想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、表 8.3-27 及び図 8.3-25~図 8.3-30 に示すとおり、-0.29~-0.27m と予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置していますが、大部分は、不透水層である粘性土層 (Kao) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。</p> <p>工事の完了後、シールド区間は、遮水性の高い構造物とすることで、対象事業地内への地下水湧出を抑制することにより、地下水の水位に与える影響は小さくなることとされ、「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>以上のことから、評価師の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p> <p>【地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度】 開削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、開削区間とほぼ直交に流動していると想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水の水位の変化量の予測結果は、表 8.3-27 及び図 8.3-25~図 8.3-30 に示すとおり、-0.29~-0.27m と予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (Tog2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置していますが、大部分は、不透水層である粘性土層 (Kao) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。</p> <p>工事の完了後、シールド区間は、遮水性の高い構造物とすることで、対象事業地内への地下水湧出を抑制することにより、地下水の水位に与える影響は小さくなることとされ、「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>以上のことから、評価師の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

注1) 「地盤沈下とその対策」(監修 環境庁水質保全企画課)

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度】</p> <p>掘削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、掘削区間とほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水水位の変化量の予測結果は、-1.23~-0.14mと予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから、掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置しています。また、大部分は、不透水層である粘質土層 (Kas) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられます。地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドマシンによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。そのため、シールドトンネル工事による地下水の水位に与える影響は小さく、と考えられ、「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、掘削トンネル工事においては、掘削側面に対し、切戻り等の支保工、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度】</p> <p>掘削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、掘削区間とほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水水位の変化量の予測結果は、-0.29~-0.27mと予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから、「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置しています。また、大部分は、不透水層である粘質土層 (Kas) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられます。地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドマシンによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。そのため、シールドトンネル工事による地下水の水位に与える影響は小さく、と考えられ、「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、掘削トンネル工事においては、掘削側面に対し、切戻り等の支保工、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【地下構造物の存在等による地下水の水位の変化の程度】</p> <p>掘削区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) に位置し、対象事業地及びその周辺の地下水は、掘削区間とほぼ直交に流動している想定されるため、地下水の流動阻害による影響が考えられますが、地下水水位の変化量の予測結果は、-0.29~-0.27mと予測します。地下水水位の変化量は、概ね季節変動の範囲であることから、「地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>シールド区間の掘削工事等の範囲は、帯水層である東京層群の砂質土層 (Tos)、第2礫質土層 (To2) 及び上総層群の第1砂質土層 (Kas1) の一部に位置しています。また、大部分は、不透水層である粘質土層 (Kas) に位置しています。また、対象事業地及びその周辺の地下水は、シールド区間とほぼ平行に流動していると考えられます。地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の水位に与える影響は小さいと予測します。なお、シールドトンネル工法は、シールドマシンによる地盤掘削後すぐに掘削壁面にセグメントを組み立てて、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を順次構築していく工法です。シールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。また、工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。そのため、シールドトンネル工事による地下水の水位に与える影響は小さく、と考えられ、「掘削工事等に伴う地下水の水位の変化の程度」は小さいと予測します。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、掘削トンネル工事においては、掘削側面に対し、切戻り等の支保工、止水のための地盤改良等の採用により、地盤の安定性向上及び地下水湧出の防止対策を実施します。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【施設が存在及び換気所の存在に伴う主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>対象事業は、大部分の区間にトンネル構造を採用しており、一部区間で擁壁構造を計画しています。また、既設の鍛冶橋換気所を現在と同じ場所に、現況以下の高さ及び幅で造り替えることを計画しています。あわせて、都心環状線接続駅付近に周辺建物より低い管理施設を新たに設置します。これらにより、対象事業地周辺の主要な景観構成要素である、近代建築、大規模構造物、橋りようは改変されません。</p> <p>対象事業地周辺は、人工物が多い市街地を中心とした景観となっており、対象事業の実施により、地域景観の特性に変化は生じません。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、換気所、管理施設、道路附属施設の色、意匠、外構等については、景観法、東京都景観条例、千代田区景観まちづくり条例に基づき必要な手続等を実施するとともに、関係機関との協議を踏まえ、地域の景観づくりに参加するように、今後、詳細な検討を行い景観に配慮します。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
史跡・文化財	<p> ≪工事の施行中≫ 【計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度】 国登録の文化財の「大野屋總本店店舗」は、擁壁構造の区間の沿道に位置し、直接改変はありません。 中央区指定文化財の「京橋の親柱」は、トンネル構造のシールド区間の沿道に位置し、シールド区間における地盤及び地下水位の変化の程度については、「8.3 地盤 8.3.2 予測 (5) 予測結果 ア. 工事の施行中 (イ) シールド区間」(271 ページ参照) に示すとおり、シールド区間の工事の施行中は、地盤及び地下水位に与える影響は小さいと考えられるため、「京橋の親柱」には影響を及ぼさないと予測します。また、シールド区間の工事の施行においては、掘削に伴う土砂排出量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出などに十分留意しながら工事を行います。さらに、地盤変位等を計測することにより工事の影響を常にモニタリングしながら適切な施工管理を行います。 また、対象事業地沿道の文化財等は、文化財等管理者からの指示、関係機関との協議に基づき適切な対応を図り、文化財等への影響の低減に努めることから、「計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度」は小さいと予測され、評価師の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足します。 </p> <p> 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 周知の埋蔵文化財包蔵地として、対象事業地内には丸の内一丁目遺跡、対象事業地沿道には丸の内三丁目遺跡、中央区№.8 遺跡及び八重洲二丁目(第2次)遺跡が存在します。なお、対象事業地及びその沿道は、江戸遺跡の範囲内に位置しています。そのため、東京都教育委員会、千代田区教育委員会、中央区教育委員会からの指示及び関係機関との協議に基づき事前に適切な対応を図り、埋蔵文化財包蔵地への影響の低減に努めます。 また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合については、文化財保護法に基づき、関係機関と協議し適切な対応が図られることから、「埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」は小さいと予測され、評価師の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足します。 </p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
自然との触れ合い活動の場	<p> ≪工事の施行中≫ 【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】 対象事業地内に存在する堀川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の実施に伴い一時撤去しますが、当該公園の近傍にはそれぞれ代替となる新金橋児童遊園、京橋公園及び築地川祝橋公園が存在するため、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。ウオーキングコースの京橋コース(銀座・新川・新富)は、対象事業の実施に伴いコースの一部である三吉橋を一時撤去しますが、当該踏道橋の近傍には代替となる築地橋が存在するため、歩行者へう回路を示すことで、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。また、当該公園・踏道橋の一時撤去・復旧に当たっては、効率的な工事方法を検討することで影響の低減に努めます。したがって、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」は小さいと予測します。 また、公園の復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることから、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標のうち、「4 質の高い生活環境の創出」に資する公園となります。 以上のことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変を生じさせないこと」、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと」、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標」を満足します。 </p> <p> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 対象事業地内に存在する堀川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の実施に伴い一時撤去しますが、当該公園の近傍にはそれぞれ代替となる新金橋児童遊園、京橋公園及び築地川祝橋公園が存在するため、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。ウオーキングコースの京橋コース(銀座・新川・新富)は、対象事業の実施に伴いコースの一部である三吉橋を一時撤去しますが、当該踏道橋の近傍には代替となる築地橋が存在するため、歩行者へう回路を示すことで、自然との触れ合い活動の場への著しい影響を回避できます。また、当該公園・踏道橋の一時撤去・復旧に当たっては、効率的な工事方法を検討することで影響の低減に努めます。したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度」は小さいと予測します。 また、公園の復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることから、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標のうち、「4 質の高い生活環境の創出」に資する公園となります。 以上のことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変を生じさせないこと」、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと」、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標」を満足します。 </p>

表1 (10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>「工事の完了後」</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】</p> <p>対象事業地内に存在する堀川新富橋公園及び築地川亀井橋公園は、対象事業の実施に伴い一時撤去しますが、同位置に同規模の公園の復旧を行うことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅」はありません。復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることとし、今後詳細な検討を行います。京橋コース(銀座・新川・新富)は、三吉橋(新富一丁目～築地一丁目)の架け替えにより、工事の完了後も現況と同様のコースが維持されるため、ウォーキングコース(銀座・新川・新富)への影響はありません。したがって、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」は小さいと予測します。</p> <p>また、公園の復旧に当たっては、「中央区緑の基本計画」(平成31年3月)に基づき、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に努めることから、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標のうち、「4 質の高い生活環境の創出」に寄与します。</p> <p>なお、中央区が公表した「築地川アメリテア整備構想」(令和元年9月)によれば、「首都高速の築地川区間(掘削区間)の上部空間を活用することで、現在分断されている銀座と築地のまちをつなぎ、快適かつ良好な新たな都市空間の創出を目指す」とされており、将来的には対象事業地周辺の自然との触れ合い活動の場が拡充されることと期待されていることから、公園の復旧に当たっては、中央区との調整を行い今後詳細な検討を行います。</p> <p>以上のことから、「自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変を生じさせないこと」とし、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと」、「都市計画公園・緑地の整備方針」に定められた都市計画公園・緑地整備の目標を満足します。</p>

表1 (11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
廃棄物	<p>「工事の施行中」</p> <p>【施設の建設に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>施設の建設に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物土の排出量は、表8-8-4に示すとおりです。建設汚泥を除く建設廃棄物は約130,000t、建設汚泥は約255,900m³、建設発生土は約278,100m³と予測します。</p> <p>建設廃棄物、建設発生土の再利用・再資源化は、「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都)に定められた都関連工事の達成基準を上回るよう再利用・再資源化に努めることから、達成基準を満足します。</p> <p>再資源化が困難な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示される適正処理の方針に基づき、適正に処理を行い、工事施行時に特別産業管理廃棄物が確認された場合は、同法律に基づき適切に対処します。</p> <p>なお、建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設発生土の有効利用を行います。受入地については、工事実施段階において、関係機関と協議の上決定します。建設汚泥は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通省、平成18年6月)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」(東京都、令和3年4月)に基づき、発生抑制、再生利用、適正処理に努めます。</p> <p>さらに、環境保全のための措置として、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行うなど、廃棄物等の発生抑制に努めます。余剰材を発生させない施工計画を採用する等、廃棄物の発生抑制に努め、排出量を把握するとともに、現場内での分別解体等を行い、関係法令を遵守し、適切に処理します。</p> <p>以上により、評価の指標である「東京都建設リサイクル推進計画」に定める達成基準値、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、東京都廃棄物条例、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に定める事業者の責務を果たすと考えます。</p>

●東京都告示第千五百七十一号

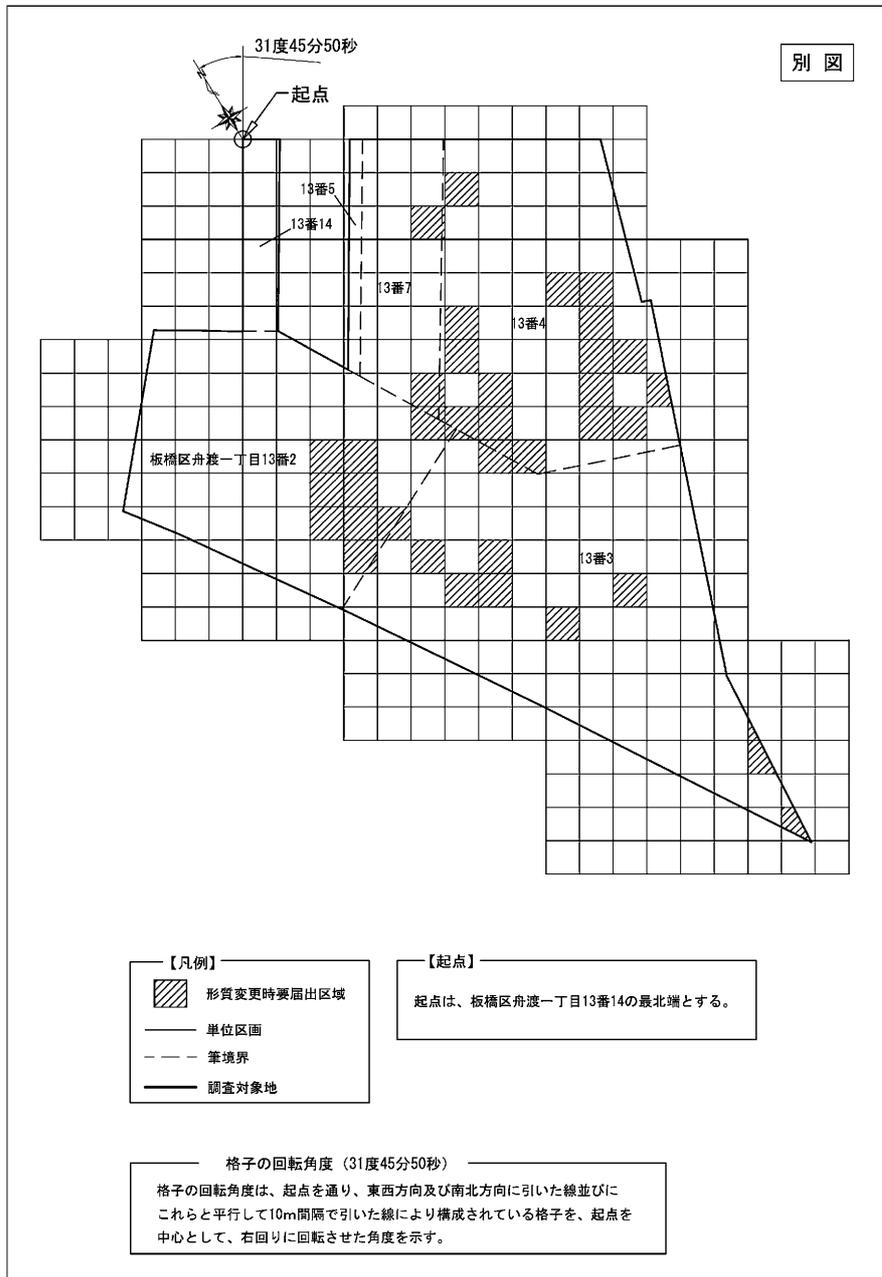
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第千三百九十二号、平成二十七年東京都告示第千五百十五号、同年東京都告示第千五百十三号、平成二十八年東京都告示第千三百六十七号及び平成三十年東京都告示第千三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	上小山田町	209003-K072	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209003-K123		
		209003-K124		
	相原町	209006-K023		
	小山町	209007-K055		
		209007-K060		
	真光寺二丁目	209009-K048		
	玉川学園二丁目	209014-K009		
金井町	209015-K064			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	相原町	209006-K023	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	小山町	209007-K060			
	真光寺二丁目	209009-K048			
	玉川学園二丁目	209014-K009			
	金井町	209015-K064			

●東京都告示第千五百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和四年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	坂浜	225002-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	坂浜	225002-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千五百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	真光寺二丁目	209009-K048	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	玉川学園二丁目	209014-K009		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	真光寺二丁目	209009-K048	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	玉川学園二丁目	209014-K009			

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
 令和四年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都計画道
 都市計画を定める土地の区域

都市高速道路
 第一号線
 追加する部分

港区東新橋一丁目、新橋二丁目、
 中央区浜離宮庭園、銀座一丁目、
 銀座二丁目、銀座三丁目、銀座八
 丁目、築地一丁目、築地二丁目、
 新富一丁目、新富二丁目、八丁堀
 四丁目、京橋三丁目、八重洲二丁
 目及び千代田区丸の内一丁目各地
 内

変更する部分

中央区新富一丁目地内

追加する部分

中央区八重洲二丁目及び銀座一丁
 目各地内

削除する部分

千代田区丸の内一丁目、丸の内三
 丁目及び中央区八重洲二丁目各地
 内

変更する部分

千代田区大手町二丁目、丸の内一
 丁目、中央区日本橋本石町一丁目、
 八重洲一丁目及び八重洲二丁目各
 地内

廃止する部分

都市高速道路
 第八号線

港区東新橋一丁目、新橋一丁目、
 中央区浜離宮庭園、銀座一丁目、
 銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四
 丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、
 銀座七丁目、銀座八丁目、八重洲
 二丁目、京橋三丁目、八丁堀四丁
 目、千代田区内幸町一丁目、有楽
 町二丁目及び丸の内三丁目各地内

削除する部分

都市高速道路
 晴海線

中央区築地一丁目、築地二丁目、
 築地三丁目、築地六丁目、築地七
 丁目、明石町及び新富二丁目各地
 内

削除する部分

幹線街路補助
 線街路第百五
 十三号線

中央区新富二丁目、築地一丁目、
 築地二丁目、築地三丁目及び明石
 町各地内

変更する部分

中央区入船三丁目、明石町、湊三
 丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三
 丁目、月島一丁目、月島二丁目及
 び晴海一丁目各地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
 二階北側）並びに千代田区役所、中
 央区役所及び港区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 ○三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

